

令和5年度 再生可能エネルギー関係補助金(住宅用太陽光発電を除く) 実施状況(一覧)

令和5年6月末時点

市町村名	補助制度等の名称	補助の対象者及び要件等	補助率又は補助金額	募集期間	問い合わせ先
1	高知市 高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金	・自家消費を目的とした太陽光発電設備又は蓄電池設備を導入する事業者で、自己の所有する事業所をZEB化するもの(ZEB補助金交付決定を受けているもの)又はNearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedいずれかの省エネルギー性能評価の認証を受けたもの。 ・市町村税、県税及び国税並びに社会保険料を滞納していないもの。	・太陽光発電 補助対象経費(設計費・設備費・工事費)の1/3又は太陽光発電設備の公称最大出力のキロワット数に10万円を乗じた額のいずれか少ない方 ・蓄電池 補助対象経費(設計費・設備費・工事費)の1/3又は蓄電池設備の対象容量のキロワット時数に10万円を乗じた額のいずれか少ない方 ※ただし、予算2,500,000円(太陽光、蓄電池の総額)の範囲内とする。	令和5年7月25日(火)～令和5年9月12日(火)まで(予定)	新エネルギー・環境政策課 088-823-9209
2	土佐町 土佐町脱炭素社会推進総合補助金	・要件調整中 ・機能要件等については環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に準ずる。	①民間事業者向け太陽光発電設備 定額:5万円/kw ②民間事業者向け蓄電池 補助率1/3 補助上限:190千円/kwh ③新築住宅のZEH化 定額:550千円/戸 ④既存住宅の断熱改修 補助率1/3 補助上限額:1,200千円 ※この他、地域集会所及び街路灯のLED化に対する補助も実施 予算:33,929千円の内数	要綱制定日(R5.6月中を予定)～ 特に申請期限の定めはないが、年度内完成できるものを対象とすることを想定	企画推進課 0887-82-2450
3	梶原町 梶原町新エネルギー等活用施設設置費補助金	・梶原町内に住所を有し、引き続き10年以上定住可能な者(ターン、Uターン者を含む)で自ら居住する町内の住宅(店舗等との併用住宅含む)に各種の新エネルギー等活用施設を設置しようとする者 ・町税等を滞納していない	太陽熱温水器 本体価格の4分の1(上限:7万5千円) ペレットストーブ 本体価格の5分の4(上限:33万6千円) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコ給湯) 本体価格の4分の1(上限:25万円) 複層ガラス 本体価格の4分の1(上限:4万円) 小水力発電施設・小風力発電施設・温度差エネルギー利用施設 20万円/1kW(上限:4kW=80万円) ・家庭用蓄電システム 本体価格+付属機器価格の4分の1(上限:80万円)	・4月1日～ ・特に申請期限は定めていないが年度内完成すること	環境整備課 環境推進係 0889-65-1251
4	日高村 日高村薪ストーブ等設置補助金	【補助対象項目】 ・薪を主燃料として使用する薪ストーブ、薪ボイラー及び薪風呂(以下「薪ストーブ等」という。)の設置に関する費用(運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用を含む) 【対象者】以下の(1)～(4)の全ての要件をみたすもの (1)村内に住所を有する者若しくは村内に事業所を有する事業者又は村外に住所がある者で、実績報告までに転入できる者であること。 (2)自ら居住する村内の住宅若しくは村内の事業所及び村内の園芸用ハウス等に薪ストーブ等を新たに設置する者又は既存薪ストーブ等の更新を行う者であること。 (3)村税等の滞納がない者であること。 (4)当該年度内に薪ストーブ等の設置を完了することができる者であること。	1 補助額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とする。ただし、50万円を限度額とする。 2 補助金の交付は、1戸の建物(園芸用ハウスについては1棟とする。)につき1回を限度とする。	・4月1日～ ・特に申請期限は定めていないが年度内完成すること	産業環境課 0889-24-4647
5	四万十町 四万十町太陽光発電設備等設置費補助金	・自らが居住している四万十町内の住宅(店舗、事務所等併用住宅を含む)または居住を予定している新築又は改築する住宅に既に太陽光発電設備を設置しており、蓄電池設備を新たに導入しようとする個人 ・四万十町の住民基本台帳に記載がある者(実績報告書を提出する日において) ・町税等を滞納していない	蓄電池設備:蓄電容量×3万円/kwの額以内(上限:30万円)	・4月1日～ ・予算の範囲内	環境水道課 0880-22-3119